

国の動き：第4次障害者基本計画に係る骨格案について

(事務局抜粋)

概要

現在、内閣府にて政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である、第4次障害者基本計画に係る議論がされており、以下の通り、平成29年2月24日の障害者政策委員会にて骨格案が示された。

目次案

はじめに

- ・ 成熟社会における共生社会の実現を目指す。

I 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け

- ・ 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画。

2. 対象期間

- ・ 平成30(2018)年～平成34(2022)年度の5年間

3. 構成

4. 障害者権利条約との関係

- (1) 障害者権利条約の概要
- (2) 障害者権利条約の基本的な考え方
- (3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係
 - ◇ 条約批准後初の基本計画であり、整合性確保が必要。

II 基本的な考え方

1. 基本理念

- ・ 障害者権利条約の理念及び障害者基本法の理念。
- ・ 障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

2. 基本原則

- ・ 地域社会における共生等
- ・ 差別の禁止
- ・ 国際的協調

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

- ◇ 「Nothing About Us Without Us」を原則とし、インクルージョンの考え方の元、障害者を社会参加の主体としてとらえる。
- ◇ 意思決定の支援と意思疎通手段の選択機会の提供を促進する。

(2) 社会全体におけるアクセシビリティの向上

- ◇ 社会モデルの考え方が原則。
- ◇ 障害者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- ◇ 各ライフステージにおける適切な支援が受けられるよう、各分野の有機的連携による施策の展開。
- ◇ 当該支援は、障害者が日常生活・社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があり、かつ、障害者の自立・社会参加の支援の観点から行われる必要。

(4) 障害特性に配慮したきめ細かい支援

- ◇ 外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮する必要。
- ◇ 発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等の社会全体に対する理解の促進や施策のさらなる充実が必要。
- ◇ 難病、難治性疾患、慢性疾患等に起因する障害がある方についても、基本計画では障害者として位置づけられることに留意が必要。

(5) 障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

- ◇ 女性の障害者は複合的に困難な状況に置かれる場合があり、女性の障害者も念頭に置いて障害者施策を策定・実施することが重要。
- ◇ 障害のある子供は成人の障害者とは異なる支援を行う必要。
- ◇ 高齢者施策との整合性にも留意する必要。

(6) PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

4. 施策の円滑な推進

(1) 連携・協力の確保

(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- ① 重点的に理解促進等を図る事項
- ② 理解促進等に当たり配慮する事項

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 生活環境の整備

- (1) 障害者に配慮した住宅の確保
- (2) 障害者が移動しやすい環境の整備等
- (3) 障害者が利用しやすい施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 障害者に配慮した情報提供の充実等
- (3) 障害者の意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のバリアフリー化の推進

3. 安全・安心の実現

- (1) 障害者の防災対策の推進
- (2) 障害者に配慮した復興の推進
- (3) 障害者の防犯対策の推進
- (4) 消費者としての障害者の保護

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 障害者の権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害者向け相談支援体制の構築
- (3) 障害者向け在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進
 - (1) 精神保健・医療の適切な提供等
 - (2) 障害者の保健・医療の充実等
 - (3) 障害者の保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
 - (5) 障害の原因となる難病等に関する施策の推進
 - (6) 障害の原因となる疾病の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実
 - (1) 司法手続等における障害者への配慮等
 - (2) 選挙等における障害者への配慮等
 - (3) 行政機関等における障害者への配慮及び障害者理解の促進等
 - (4) 国家資格に関する障害者への配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援
 - (1) 障害者の総合的な就労支援
 - (2) 障害者の経済的自立の支援
 - (3) 障害者雇用の促進
 - (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興
 - (1) インクルーシブ教育システムの推進
 - (2) 障害のある子供の教育環境の整備
 - (3) 高等教育における障害者支援の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - (1) 障害者の文化芸術活動、余暇・レクリエーションの振興
 - (2) 障害者スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進

11. 国際協力の推進
 - (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
 - (2) 国際的枠組みとの連携の推進
 - (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
 - (4) 障害者の国際交流等の推進